

監査第236号  
令和5年9月14日

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間嶋順一

埼玉県監査委員 武内政文

埼玉県監査委員 岡地優

### 令和4年度埼玉県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和4年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県監査基準に準拠し審査したので、その結果について意見書を提出します。

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和4年度埼玉県内部統制評価報告書

### 2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

### 3 審査の実施内容

令和4年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第2 審査の結果

### 1 審査意見

令和4年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(備考)

内部統制評価報告書の評価対象期間において、運用上の重大な不備があった。

## 2 留意又は改善を要する事項

審査において、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

### (1) 業務における重大な不備事案への対応について

評価対象期間において業務における運用上の重大な不備を把握したが、対象の事案はあらかじめリスク設定されていない職員の不正行為によるものであった。リスク設定は各課所が自主的に行うものであるが、あらかじめ設定することで毎年チェック機能が働くため一定の牽制効果があると考えられる。不正行為はすべての課所に起こりうることを念頭に、適切にリスク設定を行うとともに、実効性のある対応策が整備され有効に運用されているか、しっかりと確認・評価していただきたい。

### (2) リスク評価シートの適切な見直しについて

リスクの低減を図っていくためには、業務における運用上の不備があった事案を繰り返し発生させないよう、各課所においてP D C Aサイクル（整備、運用、評価、見直し）の各段階の取組を着実に行い充実させていくことが重要であるが、次年度のリスク評価シートに改善状況が反映されていないなど見直しが十分に行われていない事例が散見され、推進部局及び評価部局においても十分に確認が行われていないと思われる。

チェックシートによるチェック項目の追加など不備の状況を踏まえたリスク評価シートの見直しが適切かつ確実に実施され、各課所の自律的な取組を更に促進するよう、推進部局とともに取り組まれたい。

### (3) 聴取調査を活用した制度への理解の浸透について

業務における内部統制の評価は書面調査が基本となるが、毎年度全体の3分の1程度の課所を対象に聴取調査を実施している。対象課所にとって制度の趣旨や目的の理解を深める機会となるとともに、評価部局にとってはリスクの選定理由や具体的な取組内容を確認する好機となる。聴取調査を通じて、職員一人一人の制度への一層の理解浸透を着実に図るとともに、特に新たに対象となる教育委員会についてオンラインを活用するなど、工夫しながら調査を実施していただきたい。

### (4) 対象機関拡大による内部統制の相互効果について

令和5年度から教育委員会が内部統制制度の対象に加わった。教育委員会においては導入初年度から制度が有効に機能するよう推進部局と協力して取り組むとともに、知事部局におけるこれまでの知見が教育委員会の評価に生かされ、双方の評価結果が相互に有効に作用するよう情報共有と整合性の確保に努められたい。